

○独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程

平成19年4月1日
住機規程第 30号

(中間省略)

令和7年12月5日 住機規程第60号改正

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 基本給（第4条－第10条）
- 第3章 諸手当（第11条－第20条）
- 第4章 給与の支給方法（第21条－第26条）
- 第5章 補則（第27条－第37条）

附則

第1章 総則

（適用）

第1条 独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の職員（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号。以下「職員就業規則」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）に対する給与の支給については、この規程に定めるところによる。

（給与の決定者）

第2条 理事長は、この規程に基づいて、職員の給与を決定し、これを支給する。

（給与の区分）

第3条 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 基本給 本俸及び家族加給
- 二 諸手当 役職手当、特別都市手当、時間外勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当

第2章 基本給

（本俸）

第4条 職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び職責の程度並びに転勤の有無に応じて決定するものとし、本俸の月額は、基礎月額に転勤プレミアム月額を加

算したものとする。

2 本俸の月額は、職員それぞれの職務及び転勤の有無に応じて、次の各号に掲げる本俸表の本俸月額における等級の項に定める号俸の額とする。

- 一 総合職本俸表（別表第1）
- 二 エリア総合職本俸表（別表第2）
- 三 削除
- 四 専任職本俸表（別表第4）
- 五 エリア専任職本俸表（別表第5）

3 前項の規定にかかわらず、職員就業規則第38条第1項第1号に規定する勤務地の配慮を受けた職員のうち次の各号に掲げる者の本俸の月額は、前項各号に掲げる本俸表の基礎月額における等級の項に定める号俸の額とする。

- 一 勤務地の配慮を受けた期間が通算して3年（次号及び第3号に規定する期間中に勤務地の配慮を受けた期間を除く。）を超えて、引き続き当該配慮を受ける者
- 二 機構に採用された日から5年を経過していない者
- 三 独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第8条第2項の規定により職種の転換をした日から4年を経過した日の属する年度の年度末を経過していない者

4 第2項の各本俸表及び各本俸表の等級の項の適用される職員の範囲は、職種職位規程別表（シニアアソシエイト職を除く。）に定めるところによる。

（新たに採用した職員の本俸）

第5条 新たに採用した職員の本俸は、能力、経験年数等を勘案して決定する。

2 前項の決定について必要な事項は、理事長（第11条第1項第1号に掲げる職員以外の職員の場合は、総務人事部の事務を担当する役員（以下単に「役員」という。）がその都度定める。）がその都度定める。

（本俸表の適用変更等）

第6条 職種職位規程第8条第1項及び第2項に規定する職種の転換をする場合又は職員に適用される本俸表の等級の項が同一本俸表の他の等級の項に異動する場合における本俸の月額については、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給等）

第7条 職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから、12月を下らない期間

を良好な成績で勤務したときは、役員が実施細則に定めるところにより上位の号俸に昇給させることができる。

- 2 前項の場合のほか、特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次条本文に定める昇給の時期以外の日に採用された職員、本俸の月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸より3号俸下位の号俸から1号俸下位の号俸までの号俸である職員（その者が同一の本俸表を適用される場合に限る。）及び当該昇給の時期の前12月間において独立行政法人住宅金融支援機構職員人事考課実施規程（平成19年住機規程第26号。以下「人事考課実施規程」という。）第10条第2項に基づき能力評定を実施しなかった職員の昇給の取扱いについては、役員が実施細則に定めるところによる。
- 4 職員の本俸月額がその職員に適用される本俸表の等級の項における最高の号俸である場合には、その者が同一の本俸表の等級の項を適用される間は、昇給しない。
- 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、別表第4及び別表第5が適用される職員については、昇給しない。

（昇給の時期）

第8条 職員（別表第4及び別表第5が適用される職員を除く。）の昇給の時期は、4月1日とする。ただし、次条の規定による昇給その他理事長が特に必要があると認める場合においては、役員が実施細則に定めるところによる。

（昇給の特例）

第9条 職員が危難を顧みず、その職務を遂行したため、死亡し、著しい障害の状態となり、疾病にかかったときその他理事長が特に必要があると認めるときは、第7条第1項から第3項まで及び第5項の規定にかかわらず、役員が実施細則に定めるところにより昇給させることができる。

（家族加給）

第10条 職員で扶養親族を有するものには、家族加給を支給する。

- 2 前項の扶養親族（以下単に「扶養家族」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者で他の生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けていると認められるものをいう。
 - 一 配偶者（性別を問わず婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情

にある者を含む。以下同じ。)

二　満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

三　満60歳以上の父母及び祖父母並びに満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

四　父が死亡したとき又は父が満60歳以上であるときの満60歳未満の無職の母

五　重度の心身障害者

3　家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前項第1号に該当する扶養親族　3,000円（別表第1及び別表第2の6等級及び7等級の項が適用される職員にあっては、0円）

二　前項第2号に該当する扶養親族　1人につき11,500円

三　前項第3号から第5号までに該当する扶養親族　1人につき6,500円（別表第1及び別表第2の6等級の項が適用される職員にあっては3,500円、7等級の項が適用される職員にあっては0円）

4　扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる場合における家族加給の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5　新たに採用した職員に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、当該職員は、直ちにその旨を総務人事部長に対して届け出なければならない。

一　新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二　扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

6　第2項に規定する扶養親族の認定及び第5項に規定する扶養親族に関する届出について必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第3章 諸手当

(役職手当)

第11条 役職手当は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める職にある者に対して支給する。

- 一 別表第1及び別表第2の5等級から7等級までの項が適用される職員 別表第6のイに定める職
- 二 別表第1及び別表第2の1等級から4等級までの項が適用される職員 別表第6のロに定める職
- 三 別表第4又は別表第5が適用される職員 別表第6のハに定める職
- 2 役職手当の月額は、前項第1号に該当する職員にあっては別表第6のイに定める額と、同項第2号に該当する職員にあっては別表第6のロに定める額と、同項第3号に該当する職員にあっては別表第6のハに定める額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、役職手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(特別都市手当)

第12条 特別都市手当は、次項各号に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 特別都市手当の月額は、本俸、家族加給及び役職手当の月額の合計額（以下「特別都市手当の基礎額」という。）に、次の各号に掲げる地域の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - 一 東京都特別区 100分の12
 - 二 大阪市 100分の9
 - 三 横浜市、さいたま市、船橋市及び名古屋市 100分の6
 - 四 広島市及び福岡市 100分の4
- 3 第1項に規定する地域に在勤する職員がその在勤する地域（以下「在勤地域」という。）を異にして異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める場合に限る。）において、当該異動の直後における在勤地域に係る前項各号に掲げる割合が当該異動の日の前日における在勤地域に係る前項各号に定める割合（役員が実施細則に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で役員が実施細則に定める割合とする。以下「異動

前の支給割合」という。)に達しないこととなるとき又は当該異動の直後における在勤地域が第1項に規定する地域に該当しないこととなるときは、当該職員には、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から3年を経過する日までの間、特別都市手当の基礎額に次の各号に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の特別都市手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動の日から3年を経過する日までの間に更に在勤地域を異にして異動した場合その他役員が実施細則に定める場合における当該職員に対する特別都市手当の支給については、役員が実施細則に定めるところによる。

- 一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改正された場合にあっては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
- 二 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後2年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に 100分の80を乗じて得た割合
- 三 前号に掲げる期間が終了した日の翌日から当該異動の日以後3年を経過する日までの期間 異動前の支給割合に 100分の60を乗じて得た割合
- 4 国家公務員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2に規定する法人その他これに準ずる法人で役員が実施細則に定めるものに使用される者（以下「国家公務員等」という。）であった者が、引き続き職員となり、第2項各号に掲げる割合のうち最高のものに係る地域以外の地域に在勤することとなった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による特別都市手当を支給される職員との権衡上必要があると理事長が認めたときは、当該職員に対して、役員が実施細則に定めるところにより、同項の規定に準じて、特別都市手当を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、特別都市手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第13条 削除

（時間外勤務手当）

第14条 職員就業規則第20条に規定する者以外の職員で時間外勤務（職員就業規則第13条第1項に規定する時間外勤務をいう。以下同じ。）、休日勤務（職員就業規則第19条第1項に規定する休日勤務をいう。以下同じ。）又は1週間の勤務時間が40

時間に達した後に行う勤務（職員就業規則第10条に規定する勤務時間の実際の合計時間が、土曜日を始期、金曜日を終期とする1週間について40時間に達した後に行う勤務をいう。以下同じ。）を行ったものに対しては、時間外勤務、休日勤務又は1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給する。

- | | |
|---|----------------------|
| 一 勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下この
条において「深夜時間」という。）以外である時間外勤務（第
5号に掲げる勤務を除く。） | 100分の125 |
| 二 勤務時間が深夜時間である時間外勤務（第6号に掲げる勤務
を除く。） | 100分の150 |
| 三 勤務時間が深夜時間以外である休日勤務（第5号に掲げる勤
務を除く。） | 100分の135 |
| 四 勤務時間が深夜時間である休日勤務（第6号に掲げる勤務を
除く。） | 100分の160 |
| 五 勤務時間が深夜時間以外である時間外勤務及び休日勤務（職
員就業規則第18条第4項に規定する日（以下「法定休日」
という。）における休日勤務を除く。）のうち、前各号に掲げ
る勤務（法定休日における休日勤務を除く。）の合計時間が73
時間
に達した後に行われるもの | 100分の150
100分の175 |
| 六 勤務時間が深夜時間である時間外勤務及び休日勤務（法定休
日における休日勤務を除く。）のうち、第1号から第4号
までに掲げる勤務（法定休日における休日勤務除く。）の合計
時間が73時間に達した後に行われるもの | 100分の25 |
| 七 1週間の勤務時間が40時間に達した後に行う勤務
2 職員就業規則第20条に規定する者で前項第2号又は第4号に掲げる時間外勤務又
は休日勤務を行ったものに対しては、時間外勤務又は休日勤務1時間につき、勤務
1時間当たりの給与額に前項第2号又は第4号に掲げる勤務の区分に応じて、それ
ぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給し、勤務時間が | |

深夜時間以外である時間外勤務又は休日勤務である場合は、時間外勤務手当を支給しない。

- 3 前2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、本俸の月額、役職手当の月額及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（第18条の規定により寒冷地手当を支給される職員にあっては、毎年11月1日から翌年3月31日までの間は、当該手当の月額を加算した額）に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額とする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。

- 一 自ら居住するため住宅（賃料を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程（平成19年住機規程第32号）第5条の規定により宿舎を貸与されている職員その他役員が実施細則に定める職員を除く。）
- 二 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人住宅金融支援機構宿舎規程第2条に規定する宿舎その他役員が実施細則に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又は当該職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額（第1号及び第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号に掲げる額の合計額）とする。
- 一 前項第1号に掲げる職員のうち月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額
- 二 前項第1号に掲げる職員のうち月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）に

11,000円を加算した額

三 前項第2号に掲げる職員 第1号又は前号の規定の例により算出
した額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の規定を踏まえて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

(単身赴任手当)

第17条 単身赴任手当は、勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず配偶者との別居の事情が子の養育、家族の介護等役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により総務人事部長が認める場合は、単身赴任手当を支給することができる。

3 単身赴任手当の月額は、30,000円（役員が実施細則に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が役員が実施細則に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて役員が実施細則に定める額を加算した額）とする。

4 国家公務員等であった者から引き続き職員となり、又は新たに採用され職員となり、これらに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の役員が実施細則に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となる直前の住居から職員となった直後の勤務場所に通勤することが通勤距離等を

考慮して役員が実施細則に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して役員が実施細則に定める職員に限る。）その他第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして役員が実施細則に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 5 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（寒冷地手当）

第18条 寒冷地手当は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）に準じて役員が実施細則に定めるところにより職員に対して支給する。

（期末手当）

第19条 期末手当は、職員（別表第4及び別表第5が適用される職員を除く。）が6月1日又は12月1日（以下「基準日」という。）において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第12条第2項の規定中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員がその都度定める割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める在職期間の割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（勤勉手当）

第20条 勤勉手当は、職員が基準日において受けるべき本俸の月額、家族加給の月額及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当の月額の合計額（職員に適用される本俸表の等級の項等が役員が実施細則に定める基準に該当する場合は、役員が実施細則に定める額を加算した額）に役員が実施細則に定める勤務成績に応じた割合を乗じて得た額に役員が実施細則に定める勤務期間の割合を乗じて得た額を支給する。

- 2 独立行政法人住宅金融支援機構業績連動型賞与制度実施規程（平成29年住機規程第83号）第3条に定める住宅金融支援機構業績連動型賞与制度委員会の委員長が、同規程第1条に規定する業績連動型賞与制度の実施を決定した場合は、当該決定に

基づき役員が実施細則に定める方法により算出した額を、12月1日を基準日として支給される前項の額に加算し、又は同項の額から減算して支給する。

- 3 専任職本俸表又はエリア専任職本俸表が適用される職員（基準日在職する者に限る。）のうち、基準日の属する年度の前年度の上半期及び下半期の評定期間における能力評定（人事考課実施規程第3条第3項に規定する能力評定をいう。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。）がいずれもAであった者に対しては、第1項の額に30,000円を加算し、いずれもCであった者に対しては、同項の額から30,000円を減算して支給する。
- 4 専任職本俸表又はエリア専任職本俸表が適用される職員のうち第1項の規定による支給を受ける職員で、基準日の直前に行われた能力評定（人事考課実施規程第3条第3項に規定する能力評定をいう。）の評語（人事考課実施規程第7条第2項に規定する評語をいう。）がAであったものに対しては、40,000円を前3項の規定により支給される額に加算して支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

第4章 給与の支給方法

(給与の支払)

第21条 職員（次項に規定する職員を除く。次条及び第25条において同じ。）の給与は、法令又は理事長と職員の代表者との間の協定で定めるものがあるときは、その職員の給与から控除すべき額を控除し、その残額を、通貨で直接職員に支払うものとする。

- 2 あらかじめ期間を定めて機構以外の法人から出向して在職している職員に対する給与の支払については、当該職員の出向元の法人と機構との間の取り決めによるものとする。
- 3 職員に対して給与の支払をする場合は、その都度、役員が実施細則に定める給与簿に必要な事項を記入するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、給与の支払に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の支給日)

第22条 職員の本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当

及び寒冷地手当は、当月分を毎月20日（その日が休日（土曜日、日曜日及び祝日をいう。以下この項において同じ。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。以下「支給定日」という。）に支給する。

- 2 職員の時間外勤務手当は、当月分を翌月における支給定日に支給する。
- 3 職員の通勤手当は、一般職給与法第12条第8項の規定に準じて同項に規定する支給単位期間に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 職員の期末手当及び勤勉手当は、役員がその都度定める日に支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、給与の支給日に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（採用、退職等の場合の給与の支給）

第23条 月の初日以外の日において新たに採用した職員には、その日から本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。

- 2 月の初日以外の日において昇給等により本俸の額に異動を生じた職員には、その日から新たに定められた本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。
- 3 職員が、職員就業規則第44条若しくは第45条（第4号を除く。）の規定により退職し、又は職員就業規則第48条若しくは第49条の規定により解雇された場合には、その者が退職し、又は解雇された日までの本俸、役職手当及び特別都市手当を支給する。
- 4 職員が、職員就業規則第45条第4号に該当し、同条の規定により退職した場合には、その者の退職した日の属する月の末日までの給与（時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。
- 5 前各項に規定するもののほか、新たに採用した職員及び退職し、又は解雇された職員の給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

（日割りによる給与の計算）

第24条 前条第1項から第3項までの規定により本俸又は役職手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき（同条第1項又は第2項の規定により支給する場合に限る。）又はその月の末日まで支給するとき以外のとき（同条第2項又は第3項の規定により支給する場合に限る。）は、その本俸又は役職手当の支給額は、それぞれの月額をその月の現日数から職員就業規則第18条に規定する休日を差し引いた日数で除して得た額に勤務した日数を乗じて得た額とする。昇級等

により本俸の額に異動を生じた職員に係る異動前の本俸又は役職手当の支給の計算についても同様とする。

- 2 前項の規定により本俸又は役職手当が支給される場合の当月分の特別都市手当は、本俸又は役職手当の月額をそれぞれ前項の規定による本俸又は役職手当の額として計算した特別都市手当の基礎額に第12条第2項及び第3項に規定する特別都市手当の支給割合を乗じて得た額を支給する。
- 3 前2項に規定するもののほか、日割りによる給与の計算に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(給与の非常時扱)

第25条 職員が、支給定日前であっても、職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、災害を受け、又は死亡した場合その他これらに準ずる非常の場合の費用にあてるために給与の支給を請求した場合は、請求日の属する月の初日から請求の日までの給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給する。

- 2 前項に規定する給与の額の計算に当たっては、前条の規定を準用する。

(家族加給の支給)

第26条 家族加給は、新たに採用した職員に扶養親族がある場合はその者が職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、職員について新たに扶養親族としての要件を備えるに至った者又はその額を増加する要件を備えるに至った者が生じたときは、それらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を変更する。ただし、第10条第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から30日を経過した後においてなされるときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を変更する。

- 2 家族加給は、職員が退職し、若しくは解雇されたとき又は職員について扶養親族としての要件を欠くに至った者若しくはその額を減ずる要件を備えるに至った者が生じたときは、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を停止し、又はその支給額を変更する

。

第5章 補則

(欠勤者の給与)

第27条 職員が職員就業規則第17条の規定による欠勤（以下「欠勤」という。）をした場合の当該職員に対する本俸、家族加給、役職手当、特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当（以下これらを「本俸等」という。）は、それぞれこれらの月額に12を乗じ、その額を1年間の勤務時間で除して得た額にその欠勤により勤務しない時間を乗じて得た額を減額して支給するものとし、当該職員が欠勤により月の全日数にわたって勤務しなかった場合は、当該月の本俸等は支給しない。

- 2 前項に規定するもののほか、欠勤をした職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(出勤として取り扱われた場合の特例)

第28条 前条の規定にかかわらず、職員就業規則第53条第2項、第54条第4項又は第55条第2項の規定により出勤として取り扱われた職員に対しては、本俸等の全額を支給する。

(休暇の取扱い)

第29条 職員就業規則第21条に規定する年次有給休暇、職員就業規則第24条に規定する特別有給休暇及び職員就業規則第30条に規定する生理休暇のうち有給とされる日については、本俸等の全額を支給する。

(無給休暇者等の給与)

第30条 職員が職員就業規則第26条第1項の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する給与は、これらの休暇を受け始めた日からこれらの休暇を終了する日までの間、支給しない。

- 2 職員が職員就業規則第26条第1項及び第27条の規定による無給休暇を受ける場合の当該職員に対する本俸、役職手当及び第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び役職手当」と読み替えて算出した特別都市手当は、第27条第1項の規定を準用する。
- 3 前項に規定する職員に対する家族加給、第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「家族加給」と読み替えて算出した特別都市手当、住居手当、単身赴任手当及び寒冷地手当は全額を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、無給休暇を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(介護休業等を受けた職員の給与)

第31条 職員が職員就業規則第28条の規定による介護休業（以下「介護休業」という。）を受ける場合又は職員就業規則第28条の2の規定による介護短時間勤務（以下「介護短時間勤務」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第1項の規定を準用する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業又は介護短時間勤務を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(病気休暇を受けた職員の給与)

第32条 職員が職員就業規則第29条第1項第1号の規定による療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等（第3項に規定する給与を除く。以下この条において同じ。）は、結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年後の日までの間、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月後の日までの間、その本俸等の全額を支給し、それ以後の療養型を受けた期間については、その本俸等（本俸の月額は基礎月額とする。）の半額を支給する。

- 2 職員が職員就業規則第29条第1項第2号に規定による通院型の病気休暇（以下「通院型」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、通院型を受ける期間にかかわらず、その本俸等の全額を支給する
- 3 療養型にあっては、療養型を受け始めた日から療養型を終了する日までの間、役職手当は支給しない。
- 4 月の初日以外の日から療養型を受け始める場合及び月の末日以外の日に療養型が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。
- 5 前各項に規定するもののほか、療養型を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(育児休業等を受けた職員の給与)

第33条 職員が職員就業規則第31条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの間、支給しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、その配偶者が出産した場合で、子の出生日から8週間に以内に受けた最初の育児休業（出産後8週間に以内に終了するものに限る。）であつ

て、当該育児休業の期間から職員就業規則第18条に規定する休日を除いた日数が5日以内であるもの（以下「産後8週以内育児休業」という。）を受ける職員に対する本俸等は、全額を支給する。

- 3 育児休業を受けた職員が職務に復帰した場合においては、役員が実施細則に定めるところにより本俸の月額又は昇給を調整することができる。この場合において、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの期間の2分の1に相当する期間（産後8週以内育児休業を受けた職員にあっては、育児休業を開始する日から育児休業を終了する日までの全期間）は勤務したものとみなす。
- 4 月の初日以外の日から育児休業を開始する場合及び月の末日以外の日に育児休業を終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。
- 5 職員が職員就業規則第32条の規定による育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）を受けた場合の勤務しなかった時間に係る当該職員に対する本俸等（寒冷地手当を除く。）は、第27条第1項の規定を準用する。
- 6 前各項に規定するもののほか、育児休業を受ける職員及び育児短時間勤務を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。
(配偶者同行休業を受けた職員の給与)

第33条の2 職員が職員就業規則第32条の2の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）を受ける場合の当該職員に対する本俸等は、配偶者同行休業を開始する日から配偶者同行休業を終了する日までの間、支給しない。

- 2 月の初日以外の日から配偶者同行休業を開始する場合及び月の末日以外の日に配偶者同行休業を終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。
- 3 前各項に規定するもののほか、配偶者同行休業を受ける職員に対する給与の支給に関し必要な事項は、役員が実施細則に定める。
(休職者の給与)

第34条 職員が職員就業規則第40条の規定により休職（以下「休職」という。）を命ぜられた場合の当該職員に対する本俸等（次項に規定する給与を除き、本俸の月額は基礎月額とする。以下この条において同じ。）は、休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を支給することができる。

0分の80

二 職員就業規則第40条第2号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 当該休職期間が満1年に達するまでの期間については 100分の80、当該休職期間が満1年に達した後の期間については100分の60

三 職員就業規則第40条第3号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じて、当該イ又はロに定める割合

イ 結核性疾患による休職の場合 100分の80

ロ 結核性疾患による場合以外による休職の場合 当該休職期間が満1年に達するまでの期間については 100分の80、当該休職期間が満1年に達した期間については 100分の60

四 職員就業規則第40条第4号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 100分の60

五 職員就業規則第40条第5号に掲げる場合に該当して休職を命ぜられた場合 その都度定める。

2 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める給与は支給しない。

一 前項第1号から第3号までに掲げる休職を命ぜられた職員 役職手当及び単身赴任手当

二 前項第4号及び第5号に掲げる休職を命ぜられた職員 役職手当、単身赴任手当及び寒冷地手当

3 休職を命ぜられた日から休職が終了する日までの間、特別都市手当及び異動手当については、第12条第2項中「本俸、家族加給及び役職手当」を「本俸及び家族加給」と読み替えて算出した額を支給する。

4 月の初日以外の日から休職を命ぜられた場合及び月の末日以外の日に休職が終了する場合の当月の本俸等は、第24条の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、休職を命ぜられた職員に対する給与の支給に必要な事項は、役員が実施細則に定める。

(懲戒の場合の給与)

第35条 職員就業規則第59条第1項の規定により減給又は停職の懲戒を行った場合の給与については、理事長がその都度定める。

(1年間の勤務時間)

第36条 この規程に定める1年間の勤務時間は、4月1日から翌年の3月31日までの間ににおける所定の勤務時間をもって算出する。

(端数計算)

第37条 この規程による給与計算において生じた円未満の端数の計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）に定めるところに準じて行う。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月20日から施行する。
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程第10条第3項の規定並びに別表第1及び第2の本俸表は、平成19年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節に定める退職をいう。）をしている職員にあってはこの限りではない。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第6の口の表の改正規定は、平成26年4月14日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1及び第2の本俸表は、平成26年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

(適用)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成27年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程の一部改正)

- 2 独立行政法人住宅金融支援機構再雇用職員給与規程（平成25年住機規程第32号）の一部を別紙2の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第29条及び第30条の改正規定 平成29年1月1日
 - 二 第10条第2項及び第3項の改正規定 平成29年4月1日。ただし、平成30年3月31日までの間にあっては、新規程第10条第3項中「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。」とあるのは「家族加給の月額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、職員に配偶者がない場合にあっては、前項第2号から第5号までに該当する扶養親族のうち1人については10,000円（前項第3号から第5号までに該当する扶養親族の場合は9,000円）とする。」、同項第1号中「6,500円」とあるのは「10,000円」、同項第2号中「1人につき10,000円」とあるのは「1人につき8,000円」と読み替えて適用する。
 - 三 第10条第5項の改正規定（同項第3号及び第4号を削る部分を除く。） 平成29年4月1日
 - 四 第10条第5項の改正規定（同項第3号及び第4号を削る部分に限る。） 平成30年4月1日
(適用)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成28年4月1日から適用する。ただし、新規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、この限りでない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月4日から施行する。
(適用)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、第2、第4及び第5の本俸表は、平成29年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援職員機構就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、

この限りでない。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、平成30年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和元年12月4日から施行する。ただし、第15条の改正規定は令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、平成31年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正前の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「旧規程」という。）別表第1又は別表第2の適用を受けていた職員で、この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第4条で適用される本俸月額（以下「新本俸月額」という。）が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額（独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第7条に規定する主任調査役（以下単に「主任調査役」という。）にあっては、当該本俸月額に25,000円を加算した額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、令和4年9月30日までの間に限り旧本俸月額を適用する。

3 旧規程の別表第4又は別表第5の適用を受けていた職員で、新本俸月額が令和2年9月30日に適用されていた本俸月額（旧規程の別表第5の3等級の職員にあっては100分の101を、4等級の職員にあっては100分の102を当該本俸月額にそれぞれ乗じた額。以下この項において「旧本俸月額」という。）を下回る場合は、新規程の別表第4又は別表第5の適用を受けている間に限り旧本俸月額を適用する。

4 第2項の規定は、この規程の施行の日以後に職種職位規程第8条第1項及び第2項の規定により職種の転換をした職員については、転換の日以後は適用しない。

5 第2項及び第3項の規定は、別表第1及び別表第4の適用を受ける職員で次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める日以後は適用しない。

一 この規程の施行の日において、住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機第19号。以下「職員就業規則」という。）第29条第1項に規定する療養型の病気休暇（以下「療養型」という。）を受けている職員（結核性疾患による療養型の場合にあっては療養型を受け始めた日から1年、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月を経過している職員に限る。）又は職員就業規則第40条に規定する休職（以下「休職」という。）を命じられている職員
この規程の施行の日

二 この規程の施行の日以後に療養型を受けた職員 結核性疾患による療養型にあ

つては療養型を受け始めた日から1年を経過した日、その他の傷病による療養型にあっては療養型を受け始めた日から6月を経過した日

三 この規程の施行の日以後に休職を命じられた職員 休職を命じられた日

四 この規程の施行の日以後に独立行政法人住宅金融支援機構セカンドステージ支援規程（平成21年住機規程第176号）第6条第1項の規定による休職（以下「セカンドステージ支援休職」という。）を命じられた者 セカンドステージ支援休職を命じられた日

6 新規程第4条第3項の規定は、この規程の施行の日前にセカンドステージ支援休職を命じられた職員については、適用しない。

7 令和2年9月30において主任調査役であった職員が、令和2年10月2日以後に同一本俸表の上位の等級の項に異動した場合における当該異動後に適用される第2項の旧本俸月額の算出に当たっては、同項に規定する25,000円の加算は適用しない。
。

附 則（令和4年住機規程第68号）（抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

（適用）

2 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程別表第1、別表第2、別表第4及び別表第5の本俸表は、令和4年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年住機規程第50号）（抄）

（施行期日）

1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

（適用）

3 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行前に既に退職（独立行

政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則（令和6年住機規程第57号）

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

附 則（令和7年住機規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年2月4日から施行する。

（適用）

- 3 この規程による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程の別表第1、第2、第4及び第5の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、この規程の施行の日前に既に退職（独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をいう。）をした職員にあっては、なお従前の例による。

附 則（令和7年住機規程第31号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年住機規程第60号）（抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年12月5日から施行する。ただし、第2条及び第5条に掲げる規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の独立行政法人住宅金融支援機構職員給与規程（以下の項において「新職員給与規程」という。）第20条第4項及び第5項の規定は、令和7年12月1日から適用し、新職員給与規程別表第1、第2、第4から第6までの規定は、令和7年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定の施行の日前に既に独立行政法人住宅金融支援機構職員就業規則（平成19年住機規程第19号）第4章第4節の規定による退職をし、又は同章第6節の規定による解雇をされた職員に係る新職員給与規程別表第1、第2、第4から第6までの規定の適用にあっては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条関係)

総合職本俸表							
イ 基礎月額							
等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7
	基礎月額						
1	233,410	274,501	337,710	398,152	434,599	494,140	525,238
2	234,810	276,622	339,444	399,412	435,805	494,653	
3	236,210	278,743	341,178	400,672	437,011	495,165	
4	237,610	280,864	342,912	401,932	438,217	495,678	
5	239,010	282,985	344,646	403,192	439,423	496,190	
6	240,410	285,005	346,380	404,452	440,629	496,703	
7	241,810	287,025	348,114	405,712	441,835	497,215	
8	243,210	289,045	349,848	406,972	443,041	497,728	
9	244,610	291,065	351,582	408,232	444,247	498,240	
10	246,010	293,085	353,316	409,492	445,453	498,753	
11	247,410	295,105	355,050	410,752	446,659	499,265	
12	248,810	297,125	356,784	412,012	447,865	499,778	
13	250,210	299,145	358,518	413,272	449,071	500,290	
14	251,610	301,165	360,252	413,902	450,177	500,803	
15	253,010	303,185	361,986	414,532	451,282	501,315	
16	254,410	305,205	363,720	415,162	452,388	501,828	
17	255,810	307,225	365,454	415,792	453,493	502,340	
18	257,210	308,740	367,188	416,422	454,599	502,750	
19	258,610	310,255	368,922	417,052	455,704	503,160	
20	260,010	311,770	370,656	417,682	456,810	503,570	
21	261,410	313,285	372,390	418,312	457,915	503,980	
22	262,610	313,891	374,124	418,942	458,920		
23	263,810	314,497	375,654	419,572	459,925		
24	265,010	315,103	377,184	420,202	460,930		
25	266,210	315,709	378,714	420,832	461,935		
26	267,410	316,315	380,244	421,462	462,639		
27	268,610	316,921	381,774	422,092	463,342		
28	269,810	317,527	383,304	422,722	464,046		
29	271,010	318,133	384,834	423,352	464,749		
30	272,210	318,739	386,364	423,982	465,453		
31	273,410	319,345	387,894	424,612	466,156		
32	274,610	319,951	389,424	425,242	466,860		
33	275,810	320,557	390,954	425,872	467,563		
34	276,810	321,163	392,484	426,502	468,166		
35	277,810	321,769	394,014	427,132	468,769		
36	278,810	322,375	395,544	427,762	469,372		
37	279,810	322,981	397,074	428,392	469,975		
38	280,810	323,486	398,604	429,022	470,578		
39	281,810	323,991	400,134	429,652	471,181		
40	282,810	324,496	401,664	430,282	471,784		
41	283,810	325,001	403,194	430,912	472,387		
42	284,410	325,506	404,724				
43	285,010	326,011	406,254				
44	285,610	326,516	406,764				
45	286,210	327,021	407,274				
46	286,810	327,425	407,784				
47	287,410	327,829	408,294				
48	288,010	328,233	408,804				
49	288,610	328,637	409,314				
50	289,210	328,990	409,824				
51	289,810	329,293	410,283				
52	290,310	329,596	410,742				
53	290,810	329,899	411,201				
54	291,310	330,202	411,660				
55	291,810	330,505	412,068				
56	292,310	330,808	412,476				
57	292,810	331,111	412,884				
58	293,310	331,414	413,292				
59	293,810	331,717	413,700				
60	294,310	332,020	414,108				
61	294,810	332,323	414,312				

(注)大学を卒業し、新たに採用された職員の等級及び号俸は1等級1号俸とし、基礎月額は213,043円、転勤プレミアム月額は、31,957円とする。

別表第2 (第4条関係)

エリア総合職本俸表																					
イ 基礎月額							ロ 転勤プレミアム月額(なし)							ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)							
等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	(単位:円)							(単位:円)						
	基礎月額	転勤 プレミアム 月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	基礎月額												
1	233,410	274,501	337,710	398,152	434,599	494,140	525,238	0	0	0	0	0	0	0	233,410	274,501	337,710	398,152	434,599	494,140	525,238
2	234,810	276,622	339,444	399,412	435,805	494,653		0	0	0	0	0	0	0	234,810	276,622	339,444	399,412	435,805	494,653	
3	236,210	278,743	341,178	400,672	437,011	495,165		0	0	0	0	0	0	0	236,210	278,743	341,178	400,672	437,011	495,165	
4	237,610	280,864	342,912	401,932	438,217	495,678		0	0	0	0	0	0	0	237,610	280,864	342,912	401,932	438,217	495,678	
5	239,010	282,985	344,646	403,192	439,423	496,190		0	0	0	0	0	0	0	239,010	282,985	344,646	403,192	439,423	496,190	
6	240,410	285,005	346,380	404,452	440,629	496,703		0	0	0	0	0	0	0	240,410	285,005	346,380	404,452	440,629	496,703	
7	241,810	287,025	348,114	405,712	441,835	497,215		0	0	0	0	0	0	0	241,810	287,025	348,114	405,712	441,835	497,215	
8	243,210	289,045	349,848	406,972	443,041	497,728		0	0	0	0	0	0	0	243,210	289,045	349,848	406,972	443,041	497,728	
9	244,610	291,065	351,582	408,232	444,247	498,240		0	0	0	0	0	0	0	244,610	291,065	351,582	408,232	444,247	498,240	
10	246,010	293,085	353,316	409,492	445,453	498,753		0	0	0	0	0	0	0	246,010	293,085	353,316	409,492	445,453	498,753	
11	247,410	295,105	355,050	410,752	446,659	499,265		0	0	0	0	0	0	0	247,410	295,105	355,050	410,752	446,659	499,265	
12	248,810	297,125	356,784	412,012	447,865	499,778		0	0	0	0	0	0	0	248,810	297,125	356,784	412,012	447,865	499,778	
13	250,210	299,145	358,518	413,272	449,071	500,290		0	0	0	0	0	0	0	250,210	299,145	358,518	413,272	449,071	500,290	
14	251,610	301,165	360,252	413,902	450,177	500,803		0	0	0	0	0	0	0	251,610	301,165	360,252	413,902	450,177	500,803	
15	253,010	303,185	361,986	414,532	451,282	501,315		0	0	0	0	0	0	0	253,010	303,185	361,986	414,532	451,282	501,315	
16	254,410	305,205	363,720	415,162	452,388	501,828		0	0	0	0	0	0	0	254,410	305,205	363,720	415,162	452,388	501,828	
17	255,810	307,225	365,454	415,792	453,493	502,340		0	0	0	0	0	0	0	255,810	307,225	365,454	415,792	453,493	502,340	
18	257,210	308,740	367,188	416,422	454,599	502,750		0	0	0	0	0	0	0	257,210	308,740	367,188	416,422	454,599	502,750	
19	258,610	310,255	368,922	417,052	455,704	503,160		0	0	0	0	0	0	0	258,610	310,255	368,922	417,052	455,704	503,160	
20	260,010	311,770	370,656	417,682	456,810	503,570		0	0	0	0	0	0	0	260,010	311,770	370,656	417,682	456,810	503,570	
21	261,410	313,285	372,390	418,312	457,915	503,980		0	0	0	0	0	0	0	261,410	313,285	372,390	418,312	457,915	503,980	
22	262,810	313,891	374,124	418,942	458,920			0	0	0	0	0	0	0	262,810	313,891	374,124	418,942	458,920		
23	263,810	314,497	375,654	419,572	459,925			0	0	0	0	0	0	0	263,810	314,497	375,654	419,572	459,925		
24	265,010	315,103	377,184	420,202	460,930			0	0	0	0	0	0	0	265,010	315,103	377,184	420,202	460,930		
25	266,210	315,709	378,714	420,832	461,935			0	0	0	0	0	0	0	266,210	315,709	378,714	420,832	461,935		
26	267,410	316,315	380,244	421,462	462,639			0	0	0	0	0	0	0	267,410	316,315	380,244	421,462	462,639		
27	268,610	316,921	381,774	422,092	463,342			0	0	0	0	0	0	0	268,610	316,921	381,774	422,092	463,342		
28	269,810	317,527	383,304	422,722	464,046			0	0	0	0	0	0	0	269,810	317,527	383,304	422,722	464,046		
29	271,010	318,133	384,834	423,352	464,749			0	0	0	0	0	0	0	271,010	318,133	384,834	423,352	464,749		
30	272,210	318,739	386,364	423,982	465,453			0	0	0	0	0	0	0	272,210	318,739	386,364	423,982	465,453		
31	273,410	319,345	387,894	424,612	466,156			0	0	0	0	0	0	0	273,410	319,345	387,894	424,612	466,156		
32	274,610	319,951	389,424	425,242	466,860			0	0	0	0	0	0	0	274,610	319,951	389,424	425,242	466,860		
33	275,810	320,557	390,954	425,872	467,563			0	0	0	0	0	0	0	2						

別表第4 (第4条関係)

							専任職本俸表														
イ 基礎月額							ロ 転勤プレミアム月額(基礎月額の15%)							ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)							
等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額						
	基礎月額																				
1	226,408	266,266	327,579	386,207	421,561	479,316	509,481	33,961	39,940	49,137	57,932	63,234	71,897	76,422	260,369	306,206	376,716	444,139	484,795	551,213	585,903
2	227,766	268,323	329,261	387,430	422,731	479,813		34,165	40,249	49,389	58,114	63,410	71,972		261,931	308,572	378,650	445,544	486,141	551,785	
3	229,124	270,381	330,943	388,652	423,901	480,310		34,369	40,556	49,641	58,298	63,585	72,047		263,493	310,937	380,584	446,950	487,486	552,357	
4	230,482	272,438	332,625	389,874	425,070	480,808		34,572	40,866	49,894	58,481	63,762	72,121		265,054	313,304	382,519	448,355	488,832	552,929	
5	231,840	274,495	334,307	391,096	426,240	481,304		34,776	41,175	50,146	58,665	63,936	72,196		266,616	315,670	384,453	449,761	490,176	553,500	
6	233,198	276,455	335,989	392,318	427,410	481,802		34,980	41,468	50,398	58,848	64,111	72,270		268,178	317,923	386,387	451,166	491,521	554,072	
7	234,556	278,414	337,671	393,541	428,580	482,299		35,184	41,763	50,650	59,031	64,287	72,344		269,740	320,177	388,321	452,572	492,867	554,643	
8	235,914	280,374	339,353	394,763	429,750	482,796		35,387	42,056	50,902	59,214	64,462	72,419		271,301	322,430	390,255	453,977	494,212	555,215	
9	237,272	282,333	341,035	395,985	430,920	483,293		35,591	42,350	51,154	59,398	64,637	72,494		272,863	324,683	392,189	455,383	495,557	555,787	
10	238,630	284,292	342,717	397,207	432,089	483,790		35,795	42,645	51,407	59,582	64,814	72,569		274,425	326,937	394,124	456,789	496,903	556,359	
11	239,988	286,252	344,399	398,429	433,259	484,287		35,998	42,938	51,660	59,765	64,989	72,643		275,986	329,190	396,059	458,194	498,248	556,930	
12	241,346	288,211	346,080	399,652	434,429	484,785		36,202	43,232	51,913	59,948	65,165	72,718		277,548	331,443	397,993	459,600	499,594	557,503	
13	242,704	290,171	347,762	400,874	435,599	485,281		36,406	43,525	52,165	60,131	65,340	72,793		279,110	333,696	399,927	461,005	500,939	558,074	
14	244,062	292,130	349,444	401,485	436,672	485,779		36,609	43,820	52,417	60,222	65,501	72,866		280,671	335,950	401,861	461,707	502,173	558,645	
15	245,420	294,089	351,126	402,096	437,744	486,276		36,813	44,114	52,669	60,315	65,661	72,941		282,233	338,203	403,795	462,411	503,405	559,217	
16	246,778	296,049	352,808	402,707	438,816	486,773		37,017	44,407	52,922	60,406	65,823	73,016		283,795	340,456	405,730	463,113	504,639	559,789	
17	248,136	298,008	354,490	403,318	439,888	487,270		37,221	44,702	53,174	60,498	65,983	73,090		285,357	342,710	407,664	463,816	505,871	560,360	
18	249,494	299,478	356,172	403,929	440,961	487,668		37,424	44,921	53,426	60,589	66,144	73,150		286,918	344,399	409,598	464,518	507,105	560,818	
19	250,852	300,947	357,854	404,540	442,033	488,065		37,628	45,142	53,678	60,682	66,305	73,210		288,480	346,089	411,532	465,222	508,338	561,275	
20	252,210	302,417	359,536	405,152	443,106	486,463		37,832	45,363	53,930	60,772	66,466	73,270		290,042	347,780	413,466	465,924	509,572	561,733	
21	253,568	303,886	361,218	405,763	444,178	488,861		38,035	45,584	54,184	60,864	66,626	73,329		291,603	349,470	415,402	466,627	510,804	562,190	
22	254,732	304,474	362,900	406,374	445,152			38,210	45,672	54,436	60,956	66,773			292,942	350,146	417,336	467,330	511,925		
23	255,896	305,062	364,384	406,985	446,127			38,385	45,760	54,658	61,048	66,920			294,281	350,822	419,042	468,033	513,047		
24	257,060	305,650	365,868	407,596	447,102			38,559	45,847	54,881	61,139	67,066			295,619	351,497	420,749	468,735	514,168		
25	258,224	306,238	367,353	408,207	448,077			38,734	45,935	55,102	61,231	67,211			296,958	352,173	422,455	469,438	515,288		
26	259,388	306,826	368,837	408,818	448,760			38,908	46,023	55,326	61,323	67,314			298,296	352,849	424,163	470,141	516,074		
27	260,552	307,413	370,321	409,429	449,442			39,083	46,112	55,548	61,415	67,416		</							

別表第5 (第4条関係)

イ 基礎月額								エリア専任職本俸表														
等級 号俸	1	2	3	4	5	6	7	ロ 転勤プレミアム月額(なし)							ハ 本俸月額(基礎月額+転勤プレミアム月額)							
	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	基礎月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	転勤 プレミアム 月額	基礎月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	本俸月額	基礎月額	
1	226,408	266,266	327,579	386,207	421,561	479,316	509,481	0	0	0	0	0	0	0	0	226,408	266,266	327,579	386,207	421,561	479,316	509,481
2	227,766	268,323	329,261	387,430	422,731	479,813		0	0	0	0	0	0	0	0	227,766	268,323	329,261	387,430	422,731	479,813	
3	229,124	270,381	330,943	388,652	423,901	480,310		0	0	0	0	0	0	0	0	229,124	270,381	330,943	388,652	423,901	480,310	
4	230,482	272,438	332,625	389,874	425,070	480,808		0	0	0	0	0	0	0	0	230,482	272,438	332,625	389,874	425,070	480,808	
5	231,840	274,495	334,307	391,096	426,240	481,304		0	0	0	0	0	0	0	0	231,840	274,495	334,307	391,096	426,240	481,304	
6	233,198	276,455	335,989	392,318	427,410	481,802		0	0	0	0	0	0	0	0	233,198	276,455	335,989	392,318	427,410	481,802	
7	234,556	278,414	337,671	393,541	428,580	482,299		0	0	0	0	0	0	0	0	234,556	278,414	337,671	393,541	428,580	482,299	
8	235,914	280,374	339,353	394,763	429,750	482,796		0	0	0	0	0	0	0	0	235,914	280,374	339,353	394,763	429,750	482,796	
9	237,272	282,333	341,035	395,985	430,920	483,293		0	0	0	0	0	0	0	0	237,272	282,333	341,035	395,985	430,920	483,293	
10	238,630	284,292	342,717	397,207	432,089	483,790		0	0	0	0	0	0	0	0	238,630	284,292	342,717	397,207	432,089	483,790	
11	239,988	286,252	344,399	398,429	433,259	484,287		0	0	0	0	0	0	0	0	239,988	286,252	344,399	398,429	433,259	484,287	
12	241,346	288,211	346,080	399,652	434,429	484,785		0	0	0	0	0	0	0	0	241,346	288,211	346,080	399,652	434,429	484,785	
13	242,704	290,171	347,762	400,874	435,599	485,281		0	0	0	0	0	0	0	0	242,704	290,171	347,762	400,874	435,599	485,281	
14	244,062	292,130	349,444	401,485	436,672	485,779		0	0	0	0	0	0	0	0	244,062	292,130	349,444	401,485	436,672	485,779	
15	245,420	294,089	351,126	402,096	437,744	486,276		0	0	0	0	0	0	0	0	245,420	294,089	351,126	402,096	437,744	486,276	
16	246,778	296,049	352,808	402,707	438,816	486,773		0	0	0	0	0	0	0	0	246,778	296,049	352,808	402,707	438,816	486,773	
17	248,136	298,008	354,490	403,318	439,888	487,270		0	0	0	0	0	0	0	0	248,136	298,008	354,490	403,318	439,888	487,270	
18	249,494	299,478	356,172	403,929	440,961	487,668		0	0	0	0	0	0	0	0	249,494	299,478	356,172	403,929	440,961	487,668	
19	250,852	300,947	357,854	404,540	442,033	488,065		0	0	0	0	0	0	0	0	250,852	300,947	357,854	404,540	442,033	488,065	
20	252,210	302,417	359,536	405,152	443,106	488,463		0	0	0	0	0	0	0	0	252,210	302,417	359,536	405,152	443,106	488,463	
21	253,568	303,886	361,218	405,763	444,178	488,861		0	0	0	0	0	0	0	0	253,568	303,886	361,218	405,763	444,178	488,861	
22	254,732	304,474	362,900	406,374	445,152			0	0	0	0	0	0	0	0	254,732	304,474	362,900	406,374	445,152		
23	255,896	305,062	364,384	406,985	446,127			0	0	0	0	0	0	0	0	255,896	305,062	364,384	406,985	446,127		
24	257,060	305,650	365,868	407,596	447,102			0	0	0	0	0	0	0	0	257,060	305,650	365,868	407,596	447,102		
25	258,224	306,238	367,353	408,207	448,077			0	0	0	0	0	0	0	0	258,224	306,238	367,353	408,207	448,077		
26	259,388	306,826	368,837	408,818	448,760			0	0	0	0	0	0	0	0	259,388	306,826	368,837	408,818	448,760		
27	260,552	307,413	370,321	409,429	449,442			0	0	0	0	0	0	0	0	260,552	307,413	370,321	409,429	449,442		
28	261,716	308,001	371,805	410,040	450,125			0	0	0	0	0	0	0	0	261,716	308,001	371,805	410,040	450,125		
29	262,880	308,589	373,289	410,651	450,807			0	0	0	0	0	0	0	0	262,880	308,589	373,289	410,651	450,807		
30	264,044	309,177	374,773	411,263	451,489			0	0	0	0	0	0	0	0	264,044	309,177	374,773	411,263	451,489		
31	265,208	309,765	376,257	411,874	452,171			0	0	0	0	0	0	0	0	265,208	309,765	376,257	411,874	452,171		
32	266,372	310,352	377,741	412,485	452,854</																	

別表第6（第11条関係）

イ 第11条第1項第1号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
審議役、部長及び支店長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	180,000円を限度として役員が実施細則に定める額
副部長、副支店長及びグループ長並びにこれらの職員の職務と同程度の職務として役員が実施細則に定める職務を行う職	130,000円を限度として役員が実施細則に定める額
推進役	85,000円を限度として役員が実施細則に定める額
独立行政法人住宅金融支援機構の職種及び職位に関する規程（平成19年住機規程第3号。以下「職種職位規程」という。）第7条に規定する専門上席参事役の職務を行う職	120,000円
職種職位規程第7条に規定する専門上席参事役補の職務を行う職	100,000円
職種職位規程第7条に規定する専門参事役の職務を行う職	90,000円

ロ 第11条第1項第2号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
独立行政法人住宅金融支援機構組織規程（平成19年住機規程第2号。以下「組織規程」という。）第22条に規定する総括の職務を行う職	25,000円
組織規程第23条に規定する業務主任の職務を行う職	10,000円
職種職位規程第7条に規定する専門主任調査役又は専門調査役の職務を行う職	30,000円
職種職位規程第7条に規定する専門副調査役又は専門係員の職務を行う職	20,000円

ハ 第 11 条第 1 項第 3 号に掲げる職員に対する役職手当

職	額
組織規程第 23 条の 2 に規定する補佐役の職務を行う職	60,000 円
組織規程第 23 条の 3 に規定する特別専任の職務を行う職	10,000 円 ただし、その職務の状況に鑑みて総務人事部長が個別に認める場合にあっては 15,000 円
職種職位規程第 7 条に規定する専門上席専任役、専門上席専任役補又は専門専任役の職務を行う職	60,000 円
職種職位規程第 7 条に規定する専門主任調査役又は専門調査役の職務を行う職	30,000 円
職種職位規程第 7 条に規定する専門副調査役又は専門係員の職務を行う職	20,000 円